

東京都小笠原村南鳥島  
文献調査計画書

2026年5月12日

原子力発電環境整備機構

## 目 次

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| はじめに .....                  | 1 |
| 1 文献調査の位置付け .....           | 2 |
| 2 文献調査の項目 .....             | 2 |
| 3 文献調査対象地区 .....            | 3 |
| 4 文献調査の進め方 .....            | 5 |
| 5 文献・データの収集 .....           | 5 |
| 6 文献・データに基づく評価 .....        | 6 |
| 7 地域の皆さまへのご説明、ご意見のお伺い ..... | 6 |

## はじめに

地層処分の対象となる放射性廃棄物の最終処分に当たっては、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）」（以下「最終処分法」という。）に基づき、段階的に調査（文献調査、概要調査、精密調査）を進めていくこととしています。

4月21日に、南鳥島で文献調査を実施するとの国の判断について、小笠原村 渋谷村長に受け入れていただいたことを受け、機構は、南鳥島における文献調査を実施するため、その計画書を作成しました。

機構は、小笠原村長から経済産業大臣への回答文書において示された以下5つの要請事項等も踏まえ、文献調査を進めてまいります。

### （小笠原村からの要請事項等）

1. 現段階では国際的に地層処分が唯一の放射性廃棄物の処分方法で、日本における最終処分地の選定が急がれていることは理解できるが、どこに選定されるにしろ数十年単位の長期間を要する事業である。そこで、引き続きエネルギー政策について検討を行い、放射性廃棄物の新たな処理方法や発生抑制の技術開発などについても積極的に取り組むことを要請する。
2. 今回の経済産業省からの申し入れ対象は、南鳥島を行政区域とする小笠原村のみであったが、小笠原村以外の自治体にも申し入れが行われるべきである。そのため、今後、南鳥島において文献調査が実施されたとしても、国から他の自治体へ文献調査実施の申し入れがされるまでは、小笠原村からは、次の段階についての意見表明をしない。
3. 村民に対する理解活動や意見交換の場は、引き続き実施し、令和8年3月の村民説明会に参加できなかった村民への説明の機会を設けるとともに、これまで出された意見や質疑を基に、専門性やテーマに分けた説明・議論の場を設けることを要請する。なお、その場合、知見や技術的な不安の声が多く上がったことから、第三者としての地層地質の専門家、地層処分試験施設建設に携わる技術者及び船舶運航に関わる専門家並びに南鳥島の自然環境に詳しい専門家を招聘するなど、村民の理解と議論を深めるよう要請する。
4. 風評被害を懸念する意見が多くみられたことから、村民が住み、産業の基盤であり、また世界自然遺産地域である聳島列島から硫黄列島に至る小笠原諸島と、今回の対象である南鳥島は、本土よりも遠い約1200km離れた位置にあることや、世界自然遺産地域には含まれていないことなどを、経済産業省やNUMOにおいても広く内外に知らしめて、風評被害が起きることの無いよう努力することを要請する。
5. 文献調査が行われたとしても、それをもって、南鳥島に地層処分施設を建設すると決めたわけではないと確約することを要請する。

## 1 文献調査の位置付け

文献調査とは、地域の地質に関する文献・データを調査分析して情報提供することにより、地層処分事業について理解を深めていただくためのものであり、いわば対話活動の一環です。また、調査期間中、放射性廃棄物は一切持ち込みません。

文献調査は、地質図や学术论文などの文献・データをもとにした机上調査であり、ボーリング調査などの現地作業は行いません。更なる調査（概要調査）の実施について判断するための材料を集める、事前調査としての位置付けです。

したがって、文献調査は、最終処分施設建設地の選定に直結するものではなく、次の概要調査に進もうとする場合には、都道府県知事と市町村長のご意見を聴き、これを十分に尊重することとしており、当該都道府県知事又は市町村長のご意見に反して、先へ進みません（図1）。

調査の実施に際しては、地層処分事業に関心を示していただいた地域に、事業を更に深く知っていただくとともに、文献調査の進捗状況や地域課題の解決事例など多様な情報を継続的に共有していきます。加えて、小笠原村長から経済産業大臣への回答文書において示された要請事項等も踏まえ、小笠原村と十分に相談しながら、中立性のある開かれた「対話を行う場」の創設の検討を含め対話・交流活動に取り組むとともに、地域へのご説明や全国への情報発信に取り組んでまいります（詳細は7章参照）。

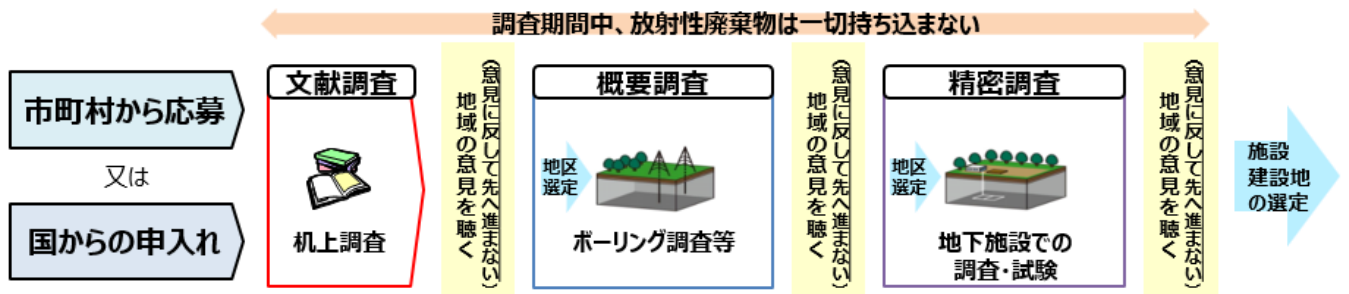


図1 最終処分施設建設地選定の流れ

## 2 文献調査の項目

最終処分法では、「活断層」など文献調査で調査する事項と、それらが満たすべき要件（地層の著しい変動の記録がないことなど）を定めています。

また、2022年8月に原子力規制委員会も、文献調査及びその後の調査において、「断層等」や「火山現象」などに関して考慮すべき事項（以下「考慮事項」という。）を定めています<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 原子力規制委員会（2022）特定放射性廃棄物の最終処分における概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項。

これらを踏まえて、2023年11月に資源エネルギー庁により、「文献調査段階の評価の考え方」が取りまとめられ、その中で、「断層等」や「マグマの貫入と噴出」など、項目ごとの基準などについてまとめられています。詳しい内容は、資源エネルギー庁が公表した「文献調査段階の評価の考え方」の資料をご覧ください。

機構は、「文献調査段階の評価の考え方」に従って、文献・データを収集し、評価・検討を実施します。

### 3 文献調査対象地区

機構は、文献調査の開始に当たり、全国規模で整備された文献・データをもとに作成された科学的特性マップに照らして、調査の実施見込みを確認しました。

その結果から、南鳥島全域を文献調査対象地区とします。また、沿岸海底下<sup>2</sup>についても文献調査対象地区に含めることとします。

調査の実施見込みは、以下のよう確認しました。

- 科学的特性マップ作成に用いられた文献・データの更新状況を確認した結果、南鳥島に関する情報は科学的特性マップ作成時から一部が更新されているものの、科学的特性マップの特性区分への影響はなく、南鳥島における科学的特性マップの特性区分は現在でも変わりがない。
- 科学的特性マップにおいて、南鳥島の全域が「好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域」（マップ上の表示色はグリーン）のうち「輸送面でも好ましい地域」（マップ上の表示色は濃いグリーン）があるとされている（図2）。
- したがって、南鳥島は文献調査の実施見込みがあることを確認した。

---

<sup>2</sup> 全国規模で整備された文献・データが十分ではないことから、科学的特性マップでは対象とされていない（海域のうち陸域から連続して「好ましくない特性があると推定される」海域については、連続する陸域と同じ特性区分としている）。

## 南鳥島における科学的特性マップの特性区分

科学的特性マップの特性区分は以下のとおり。

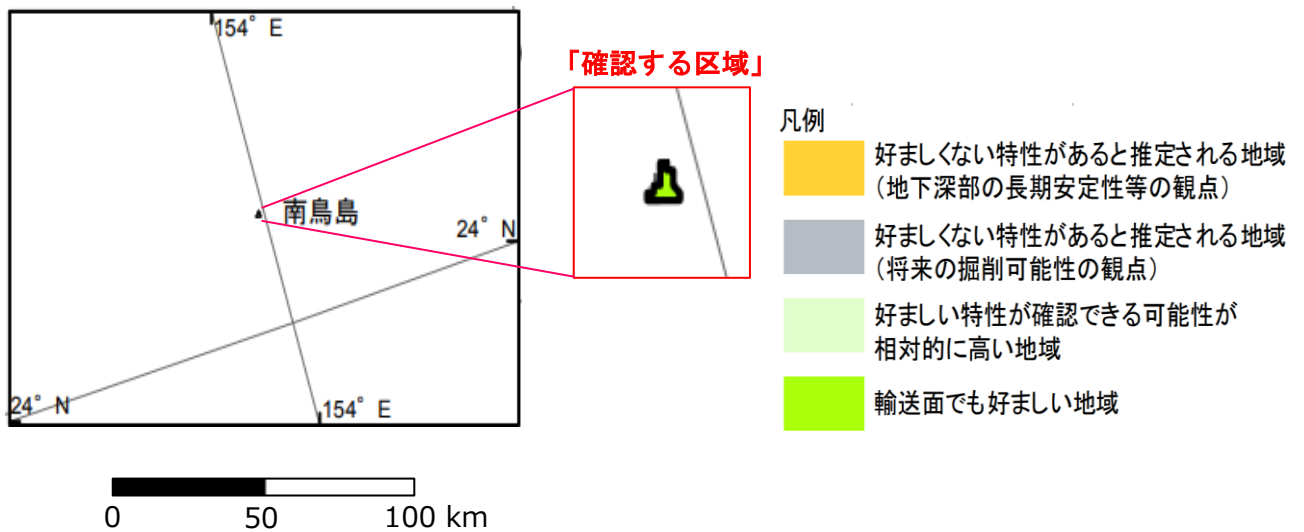


図 2 南鳥島における科学的特性マップの特性区分

左図：科学的特性マップ又は個別条件図（縮尺 200 万分の 1）の抜粋  
右図：左図を約 5 倍したもの。

※資源エネルギー庁ウェブサイト 科学的特性マップ公表用サイトより  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/nuclear/rw/kagakutokitokuseimap/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/kagakutokitokuseimap/index.html)

## 4 文献調査の進め方

### (1) 文献調査の開始

文献調査の計画を公表するとともに、地域の皆さまに計画についてご説明します。

### (2) 文献・データの収集

「文献調査段階の評価の考え方」に従って、地質図や学术论文など、必要な文献・データを収集し情報を整理します。

### (3) 文献・データに基づく評価

収集した文献・データを用いて、火山や活断層などについて評価を実施します。あわせて地層処分の仕組みや文献調査の進捗などについて、「対話を行う場」などで地域の皆さまにご説明します。

### (4) 報告書の作成／地域の皆さまへのご説明

文献調査で評価した結果や、概要調査地区の候補は、「対話を行う場」などで地域の皆さまにご説明し、頂いたご意見なども踏まえつつ、報告書を作成します。報告書は、公告・縦覧するとともに、あらためて地域の皆さまにご説明する機会を設け、ご意見を伺います。

「対話を行う場」などを通じたコミュニケーション

## 5 文献・データの収集

評価に必要と考えられ、品質が確保され、一般的に入手可能で公開された文献調査対象地区に関連した文献・データを収集し、一つひとつ詳しく調べていきます。

文献調査対象地区に関連する文献・データとしては、地質などに関して、学会や国の研究機関により地域別に整備されている文献・データや、特定の地域に関する学术论文が考えられます。

火山や活断層などの活動は広域に及ぶ可能性があります。そのため、必要に応じ、文献調査対象地区の周辺海域についても文献・データを収集する可能性があります。

文献調査において評価に用いた文献・データについては、報告書に引用文献として取りまとめたうえで公表します。

文献・データの収集に当たっては、機構が幅広く収集しますが、情報のご提供があった場合は、個別に対応させていただきます。

## 6 文献・データに基づく評価

「文献調査段階の評価の考え方」に基づいて、文献・データを収集し、抽出した情報を用いて、以下の評価・検討を実施し、概要調査地区の候補を検討します。

### (1) 最終処分法に対応した項目など

最終処分法や「考慮事項」で求められている以下の項目を調査し、「文献調査段階の評価の考え方」に定められた基準に照らして評価します。

- 地震・活断層
- 噴火
- 隆起・侵食
- 第四紀の未固結堆積物
- 鉱物資源
- 地熱資源

### (2) 技術的観点からの検討

地下の状況、地質環境特性を取りまとめ、放射性物質の閉じ込め機能、地下施設の建設可能性の観点から適性を検討します。

### (3) 経済社会的観点からの検討

土地利用に関する法規制の状況について確認し、あわせて、土地利用制限がある場合の許認可手続等を検討します。

評価・検討した結果は、報告書に取りまとめ、その要約書とともに公表します。

## 7 地域の皆さまへのご説明、ご意見のお伺い

機構は、地域の皆さまが中心となって、事業について賛否を問わずご議論いただくこと、そして、そのご意見を今後の地層処分事業に反映していくことが重要と考えています。

このため、機構は、小笠原村長から経済産業大臣への回答文書において示された要請事項等も踏まえ、小笠原村と十分に相談しながら、中立性のある開かれた「対話を行う場」の創設や現地活動拠点の開設の検討を含め、対話・交流活動に取り組むとともに、文献調査の内容等に関する地域へのご説明や全国への情報発信を行ってまいります。

特に、文献調査の内容等に関する地域へのご説明にあたっては、これまでの説明会に参加できなかった地域の皆さまへのご説明の機会を設け、また、説明会で頂いたご意見や質疑を基に、テーマごとのご説明・ご議論の場を設けるとともに、その際、第三者としての専門家（地層・地質、地層処分技術、船舶運航、南鳥島の自然

環境の専門家)の招聘も行っております。これらの取組を通じ、地域の皆さまに文献調査の内容や進捗状況等を分かりやすくご説明するとともに、その際に頂いたご質問・ご疑問等に対しては真摯に対応してまいります。

全国への情報発信にあたっては、地層処分事業や機構の取組への関心を高め、理解を深めていただけるよう、機構が行う事業活動等に関する分かりやすく正確な情報を発信してまいります。また、聳島列島から硫黄列島に至る小笠原諸島と南鳥島が約 1,200km 離れていることや、南鳥島が世界自然遺産地域に含まれていないことなど、南鳥島に関する分かりやすく正確な情報を発信してまいります。

**原子力発電環境整備機構（NUMO）**

Nuclear Waste Management Organization of Japan

〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビル 2F

地域交流部 電 話 03-6371-4003（平日 10:00～17:00）

F A X 03-6371-4101